

松本市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松本市消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等(以下「協力事業所」という。)をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証(以下「表示証」という。)をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、町会長等の消防団活動を支援する者をいう。
- (5) 正社員等 期間を定めずに雇われている常勤の従業員であって、事業所等に直接雇用されている者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、市長に松本市消防団協力事業所表示申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により申請を行うものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について市長に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 市長は、前条に規定する申請について、松本市消防団の団員が1人以上在籍している事業所等であって、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 正社員等である従業員が消防団員(他自治体の消防団員を含む。)として、従業員数の3パーセント以上又は3人以上が入団している事業所で、かつ、従業員の消防団活動に積極的に配慮している事業所等
- (2) 災害時等に事業所の資機材等を無償で消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- (3) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

(審査)

第5条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する申請又は推薦があったとき。
- (2) 市長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めたとき。

(表示証の交付)

第6条 市長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等(消防関係法令に違反している事業所は除く。)に表示証(様式第2号)を交付するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にあるときは、協議の上、他の市町村長と連名で、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第7条 協力事業所は、表示証を交付した市町村等名、交付された年月等を付して、表示証を表示することができる。

2 協力事業所として認めた事業所等が他の市町村にあるときは、第1項の表示のほかに、当該事業所が所在する市町村等の名称も併せて付すことができる。

3 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

- (1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

4 表示できる表示証の様式については、様式第2号のほか、同様式の寸法を同率に拡大又は

縮小したものとする。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第8条 市長は、松本市消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第3号)を備え付け、表示証の交付に関する事業所等の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(認定の有効期間)

第9条 認定の有効期間は、認定の日から起算して1年を経過した日以後における最初の9月30日まで又は次条に規定する認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁協力事業所の認定を受けた場合は、認定の有効期間は、総務省消防庁協力事業所の認定を受けた日から2年間とする。

2 認定の有効期間が経過した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

3 認定の更新を希望する協力事業所は、認定の有効期間が満了となる日までに、申請書に必要な書類を添えて更新の申請を行うものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、協力事業所が事業を廃止若しくは休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないときと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該認定の取消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 市長は、協力事業所の名称、松本市消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日告示第119号)

この告示は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に申請のあった協力事業所の認定から適用する。

附 則(令和元年9月27日告示第125号)

(施行期日)

1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市消防団協力事業所表示制度実施要綱(以下「旧要綱」という。)の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市消防団協力事業所表示制度実施要綱(以下「新要綱」という。)の規定による様式とみなす。

3 この告示の施行の際現に旧要綱の規定により協力事業所の認定を受けている者は、新要綱の規定により協力事業所の認定を受けたものとみなす。この場合において、認定の有効期間は、旧要綱第9条第1項の規定にかかわらず、認定の日から起算して2年を経過した日以後における最初の9月30日までとする。